和歌山市公報

令和８年（２０２６年）１０月１日
第１８３２号

発　行　所　和歌山市役所
発　行　日　毎月　１日　１５日

目　　次

【 規　則 】

番号			ページ
63	和歌山市財務規則の一部を改正する規則	（出納室）	3
64	和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則及び和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（こども家庭課）	8
65	和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事課）	9
66	和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（障害者支援課）	13
67	和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（保険総務課）	14

【 告　示 】

337	公示送達（令和８年度随時第４期及び第２期介護保険料督促状）	（介護保険課）	15
338	公示送達（令和８年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	（保険総務課）	16
339	公示送達（令和８年度後期高齢者医療保険料督促状）	（保険総務課）	17
340	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	18
341	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課）	19
342	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課）	20
343	特定歳入等の収納に関する事務の委託	（出納室）	21
344	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課）	22
345	公示送達（令和８年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、市県民税森林環境税（特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	（納税課）	23
346	公示送達（令和８年度国民健康保険料納入通知書及び令和６年度から令和８年度まで国民健康保険料更正通知書）	（国保年金課）	24
347	公示送達（令和８年度第１期及び第２期国民健康保険料督促状）	（国保年金課）	25
348	公示送達（令和７年度介護保険料納入通知書並びに令和８年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課）	26
349	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出	（障害者支援課）	27
350	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障害者支援課）	28
351	和歌山市地域汚水処理施設使用料の徴収事務委託	（河川港湾課）	29

【 公　告 】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	（地籍調査課）	30
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	31
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	32
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	33
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	（地籍調査課）	34
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	（地籍調査課）	35

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）　36
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）　37
○ 市有財産（土地）売却の一般競争入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（用地課）　38
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）　40

【 選挙管理委員会告示 】

72 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）　41
73 和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表・・・・・・（選挙管理委員会事務局）　42

【 監査委員告示 】

3 包括外部監査の事務を補助する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局）　43

【 企業局規程 】

6 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　44

【 企業局告示 】

30 排水処理施設の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　49
31 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所在地の変更の届出・・・（企業総務課）　50
32 和歌山市公営企業の水道事業及び工業用水道事業における検針業務の委託・・・（企業総務課）　51
33 和歌山市公営企業の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、農業集落排水
事業及び漁業集落排水事業における公金収納事務の委託・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　52

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６３号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和３９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第７３条第３項中「小切手を振出し、その表面余白に「現金払」と記載して」を「払戻請求書を」に改める。

第７７条第１項中「余白に「口座振替」と記載した指定金融機関を受取人とする小切手」を「払戻請求書」に改める。

第１０７条並びに第１０８条第１項及び第２項中「小切手」を「払戻請求書」に改める。

第２３１条第２項中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

第２４号様式（その１）を次のように改める。

第２４号様式（その１）

納入通知書兼領収証書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納入者住所氏名　〒

様

西暦年度	年度	予算区分	
所属			
金額	円		
延滞金	円		
	円		
合計	円		
会計			
節・細節・細々節			
件名			

納期限　　年　　月　　日

和歌山市指定金融機関又は収納代理金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局については近畿２府４県内に限る）へ上記のとおり納めてください。

ｅＬ－ＱＲ印字納付書は地方税統一
ＱＲ対応金融機関で納付できます。

　　年　　月　　日

徴収用
和歌山市長
之印

上記の金額領収いたしました。

領収日付印

納付者保管

納付書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納入者住所氏名　〒

様

西暦年度	年度	予算区分	
所属			
金額	円		
延滞金	円		
	円		
合計	円		
会計			
節・細節・細々節			
件名			

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

金融機関保管

※機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

領収済通知書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納入者住所氏名　〒

様

所属	
節・細節・細々節	
件名	

呼出番号 □□□□□□□□　所属 □□□□□□

西暦年度 □□□□会計 □□款 □□項 □□目 □□

事業 □□□□□□　節 □□細節 □□細々節 □□

予算区分 □　金額 □□□,□□□,□□□,□□□円

延滞金 □□□,□□□,□□□,□□□円

納付書区分 □□□　□,□□□円

合計 □□□,□□□,□□□,□□□円

領収日付印

納期限　　年　　月　　日

上記の金額収納したので通知します。

和歌山市会計管理者

取りまとめ局	

和歌山市保管

第２５号様式（その１）を次のように改める。

第２５号様式（その１）

納付書兼領収証書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納付者住所氏名　〒

様

西暦年度	年度	予算区分	
所属			
金額	円		
延滞金	円		
	円		
合計	円		
会計			
節・細節・細々節			
件名			

納期限　　年　　月　　日

和歌山市指定金融機関又は収納代理金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局については近畿２府４県内に限る）へ上記のとおり納付します。

ｅＬ－ＱＲ印字納付書は地方税統一
ＱＲ対応金融機関で納付できます。

　　年　　月　　日

上記の金額領収いたしました。

領収日付印

納付者保管

納付書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納付者住所氏名　〒

様

西暦年度	年度	予算区分	
所属			
金額	円		
延滞金	円		
	円		
合計	円		
会計			
節・細節・細々節			
件名			

納期限　　年　　月　　日

領収日付印

金融機関保管

※機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

領収済通知書　㊞

口座番号		加入者名	和歌山市会計管理者

納付者住所氏名　〒

様

所属	
節・細節・細々節	
件名	

呼出番号 □□□□□□□□　所属 □□□□□□

西暦年度 □□□□会計 □□款 □□項 □□目 □□

事業 □□□□□□　節 □□細節 □□細々節 □□

予算区分 □　金額 □□□,□□□,□□□,□□□円

延滞金 □□□,□□□,□□□,□□□円

納付書区分 □□□　□,□□□円

合計 □□□,□□□,□□□,□□□円

領収日付印

納期限　　年　　月　　日

上記の金額収納したので通知します。

和歌山市会計管理者

取りまとめ局	

和歌山市保管

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、第２３１条第２項並びに第２４号様式（その１）及び第２５号様式（その１）の改正規定は令和８年９月２４日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の第２４号様式（その１）及び第２５号様式（その１）による用紙は、この規則による改正後の第２４号様式（その１）及び第２５号様式（その１）の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則及び和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６４号

和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則及び和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局」に改める。

（１）和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則（昭和４８年規則第２２号）第６条第１項及び第２項

（２）和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和５４年規則第４９号）第７条

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６５号

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和４０年規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第１６号様式を次のように改める。

第１６号様式（第２３条関係）

（表面）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏　　名		受給資格証番号	
	住所又は居所			
	広域求職活動費の申請回数		回目	

	名　　称	所　　在　　地
訪問事業所		

※宿泊地	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係
※泊　数	泊	泊	泊	泊

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則第２３条第１項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名

（宛先）和歌山市長

※記載欄	区間	鉄道賃				船賃		航空賃		車賃		宿泊料（円）	計（円）	鉄道距離換算キロ数（キロメートル）
		距離（キロメートル）	運賃（円）	急行料金（円）	計（円）	距離（キロメートル）	運賃（円）	距離（キロメートル）	運賃（円）	距離（キロメートル）	支給額（円）			
	合計													

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差　引　支　給　額	円

（裏面）

注意

１　この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して１０日以内に市長に提出すること。

２　「広域求職活動費の申請回数」には、今回の受給資格に係る受給期間において、何回目の広域求職活動費の支給を申請するものかを記載すること。

例：今回の受給資格における受給期間において初めて広域求職活動費の支給申請を行う場合は「１」と記載すること。

なお、広域求職活動費は、所定給付日数に応じて、受給できる回数（上限回数）が決まっているので、あらかじめ確認すること。

①　基本手当の受給資格者における上限回数は、所定給付日数に応じて以下の表の通りとする。

基本手当の所定給付日数	９０日	１２０日	１５０日	１８０日	２１０日	２４０日	２７０日	３００日	３３０日	３６０日
上限回数	３回	４回	５回	６回	７回	８回	９回	１０回	１１回	１２回

※給付日数の延長があった場合は、延長に応じた上限回数とする。

②　高年齢受給資格者及び特例受給資格者における上限回数は、３回とする。

③　日雇受給資格者における上限回数は、３回とする。（ただし、３回受給した後に１年経過した場合は再度３回まで受給可能とする。）

３　※印欄には、記載しないこと。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の第１６号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の第１６号様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

４　和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成６年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の項中「、第１６号様式」を削る。

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６６号

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和５１年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「社会保険診療報酬支払基金和歌山支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

和歌山市規則第６７号

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和４７年規則第７６号）の一部を次のように改正する。

第７条中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局」に改める。

第９条中「又は」を「及び」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（令和8年9月３０日掲示済）

和歌山市告示第３３７号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月１７日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

年度	期別	種別	備考
令和８年度	随時第４期 第２期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和８年９月３０日に変更する。

（別紙省略）

（令和８年９月１７日掲示済）

和歌山市告示第３３８号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

年度	種別
令和８年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３３９号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

年度	種別	備考
令和８年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和８年１０月５日に変更する。

（別紙省略）

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３４０号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条第２項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月５日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月８日及び同月１５日
ＪＲ六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月１５日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和８年９月３日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３４１号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条の２第２項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和８年９月４日及び同月７日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条の２第２項に該当したため

３　保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）費用

自　　転　　車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３４２号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第１０条第３項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して９０日を経過したが、引取りがないため

２　処分年月日

令和８年９月２４日

３　処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和８年６月６日及び同月１０日	令和８年６月１８日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和８年６月２日	令和８年６月１８日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和８年６月１日、同月５日、同月８日及び同月９日	令和８年６月１８日

４　処分自転車等の保管場所

名　称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番地１

電　話　４２２－４１００

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３４３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の７第２項の規定により、特定歳入等（同項に規定する特定歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第３項の規定により次のとおり告示する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和８年９月２４日

２　特定歳入等

地方自治法第２４３条の２の７第２項に基づく地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の２１に定める方法により納付されるもの

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市告示第３４４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和８年９月２８日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から１４日間一般の縦覧に供する。

令和８年９月２８日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長（m）	幅員（m）
３１－２８	有功２８号線	和歌山市園部７８８番１地先 ～ 和歌山市園部８０４番１地先	旧	８６．１０	１．７０ ～ ２．９０
			新	８６．１０	５．００ ～ ５．６０

（令和８年９月２８日掲示済）

和歌山市告示第３４５号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、市県民税森林環境税（特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状、軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号）第１６条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年　９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

（別紙省略）

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市告示第３４６号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

年　度	種　　別	備　　考
令和８年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和８年１０月２６日に変更する
令和６年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和８年１０月２６日に変更する
令和７年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和８年１０月２６日に変更する
令和８年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和８年１０月２６日に変更する

（別紙省略）

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市告示第３４７号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

年　度	期（月）別	種　別	備　考
令和８年度	第１期 第２期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和８月１０月１０日に変更する。

（別紙省略）

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市告示第３４８号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

年度	種別	備考
令和７年度	介護保険料納入通知書	
令和８年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和８年度第３期の納期は、 令和８年１０月１２日に変更する。

（別紙省略）

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市告示第３４９号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２０第４項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第２１条の５の２５第２号の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
３０５０１００８０３	ｍａｍｅの木	和歌山市岩橋５６７－３	放課後等デイサービス	１０人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
ＮＥＭＵの木ｐｒｅｓｅｎｃｅ株式会社	和歌山県和歌山市岩橋５６７－３	令和８年９月３０日

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市告示第３５０号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第２１条の５の２５の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
３０５０１０１６５２	敬愛児童デイサービス和歌山	和歌山市吹上三丁目５番２号	児童発達支援・放課後等デイサービス	５人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社橋善	大阪府堺市堺区熊野町東四丁目４番１１号	令和８年１０月１日	令和１４年９月３０日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
３０５０１０１６６０	リズムジカ・アート	和歌山市鳴神４－１	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	１０人（保育所等訪問支援を除く。）

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社カナリア	和歌山県和歌山市田尻７７５－２４	令和８年１０月１日	令和１４年９月３０日

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市告示第３５１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　委託を受けた者

名称　第一環境株式会社　関西支店

住所又は事務所の所在地　大阪市淀川区西中島６丁目８番８号

２　委託した公金事務に係る歳入

和歌山市地域汚水処理施設使用料

３　指定をした日

令和７年４月１日

４　委託をした日

令和８年１０月１日

（令和８年１０月１日掲示済）

公　告

和歌山市湊の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年９月１７日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　地図及び簿冊の名称　地籍図原図案及び地籍簿案

２　閲覧期間　令和８年９月１７日から同年１０月９日まで（２２日間）

３　閲覧場所　湊連絡所（和歌山市湊３丁目８－２１）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁１１－１アラスカビル２階）

４　閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

６　閲覧は、湊連絡所においては令和８年９月１７日から同月２９日までの間（同月１９日から２３日、及び２７日を除く。）、９時３０分から１６時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和８年９月３０日から同年１０月９日までの間（同年１０月３日及び４日を除く。）、９時から１７時まで行うこととする。

（令和８年９月１７日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字中場７８６番

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年９月１８日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告する。

令和８年９月１８日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字野々浦６３３番１

和歌山市三葛字野々浦６３３番４

和歌山市三葛字野々浦６３４番１４

和歌山市三葛字野々浦６３５番１

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年９月１８日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年９月２４日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市相坂字川北５６３番１、５６３番５の一部	和歌山市黒田一丁目２番１７号 アズマハウス株式会社　代表取締役　東　行男

（令和８年９月２４日掲示済）

公　告

和歌山市紀三井寺の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年９月２５日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　地図及び簿冊の名称　地籍図原図及び地籍簿案

２　閲覧期間　令和８年９月２５日から同年１０月１５日まで（２０日間）

３　閲覧場所　紀の国住宅南コミュニティセンター（和歌山市紀三井寺８５６番地）及び和歌山市役所　地籍調査課（和歌山市七番丁１１－１アラスカビル２階）

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

６　閲覧は、紀の国住宅南コミュニティセンターにおいては令和８年９月２５日から同年１０月５日までの間（９月２７日、９月３０日、１０月３日、１０月４日を除く）、午前９時３０分から午後４時までとする。和歌山市役所　地籍調査課においては同年１０月６日から１０月１５日までの間（１０月１０日から１２日までを除く）、午前９時から午後５時までとする。

（令和８年９月２５日掲示済）

公告

和歌山市紀三井寺・布引の各一部の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年９月２５日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　地図及び簿冊の名称　地籍図原図案及び地籍簿案

２　閲覧期間　令和８年９月２５日から同年１０月１５日まで（２０日間）

３　閲覧場所　紀の国住宅南コミュニティセンター（和歌山市紀三井寺８５６番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁１１－１アラスカビル２階）

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

６　閲覧は、紀の国住宅南コミュニティセンターにおいては令和８年９月２５日から同年１０月５日までの間（９月２７日、９月３０日、１０月３日、１０月４日を除く）、午前９時３０分から午後４時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては同年１０月６日から１０月１５日までの間（１０月１０日から１２日までを除く。）、午前９時から午後５時までとする。

（令和８年９月２５日掲示済）

公　　告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定に基づき公告する。

令和８年９月２９日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字野田５４５番２の一部、５４６番、５４７番、５４８番、５４９番、５５０番、５５５番４、５５６番２、５５７番６の一部、５５８番２０の一部、里道	和歌山市太田二丁目８番１１号 株式会社幸福建設 代表取締役　吉田武弘

（令和８年９月２９日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年９月３０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字樋ノ口４０２番８

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年９月３０日掲示済）

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　尾　﨑　太　郎

１　入札により売却する物件

物件番号	所在、地番	地目	地積	最低入札予定価格
１	和歌山市平井字西垣内４４５番２	宅地	４３．８９㎡	２６７，０００円
２	和歌山市平井字西垣内４５１番１	宅地	８１．０９㎡	７００，０００円
備考：現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。				

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「平井地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和６２年法律第２２号）第２条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族２人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

（１）法人

（２）市税等を滞納している者

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に定める者並びに同条第２項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

３　契約条項を示す期間及び場所

期間　令和８年１０月１日（木）から同月１３日（火）まで

午前８時３０分から午後５時１５分まで

場所　和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所東庁舎４階　用地課

４　参加申込みの受付

期間　令和８年１０月１４日（水）から同月１５日（木）まで

午前９時００分から午前１１時００分まで

場所　和歌山市平井７２－１　平井文化会館《平井ふれあいセンター》

５　入札執行の日時及び場所

１に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件番号	日　時	場　所
１	令和８年１１月２５日（水）午前１１時００分	平井文化会館 《平井ふれあいセンター》 （和歌山市平井７２－１）
２	令和８年１１月２５日（水）午前１１時１５分	

６　入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の１００分の５以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

７　入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

８　入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

９　契約の締結についての議会の議決の要否

否

１０　契約書の作成の要否

要

１１　郵便による入札書の提出の可否

否

１２　その他

詳細は市有地売払い案内による。

（令和８年１０月１日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１０月１日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

１　土地の所在・地番

和歌山市三葛字塩畑１０６番４

和歌山市三葛字塩畑１０６番９

和歌山市三葛字下ノ浜１２９番５

和歌山市紀三井寺字祇園谷１３３３番

２　筆界案を確認することができる場所

名称　　和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地　　和歌山市七番丁１１番地１　アラスカビル２階

電話　　０７３－４３５－１０７５

３　筆界案を確認することができる者

１に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

和歌山市

５　３に記載した者は、公告の日から２０日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、３に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第７２号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和８年９月２５日

和歌山市選挙管理委員会
委員長　宮　原　秀　明

１　日時　令和８年９月２５日（木）午前９時００分

２　場所　和歌山市七番丁１７番地
和歌山朝日ビルディング５階選挙管理委員会室

３　案件

（１）　選挙人名簿から抹消するについて

（２）　在外選挙人名簿から抹消するについて

（３）　和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

（令和８年９月２５日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第７３号

令和８年８月９日執行の和歌山市長選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和８年１０月１日

和歌山市選挙管理委員会
委員長　宮　原　秀　明

（別紙省略）

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市監査委員告示第３号

包括外部監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３２第１項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市監査委員　森　田　昌　伸
同　　上　寒　川　　篤
同　　上　西　風　章　世
同　　上　丹　羽　直　子

１　包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

梅森　史子　（住所省略）
田村　萌木　（住所省略）
塩田　法郁　（住所省略）

２　包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和８年９月２４日

和歌山市公営企業管理者職務代理者　　川　上　泰　弘

和歌山市企業局規程第６号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和３９年水道局規程第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項の表中「小切手を発行」を「払戻請求書を交付」に改める。

第３４条第２項第３号中「和歌山手形交換所手形交換」を「電子交換所」に改める。

第３４条第２項第４号を削る。

第４４条第１項第１号を次のように改める。

（１）　払戻請求書の交付

第４５条及び第４６条を次のように改める。

第４５条及び第４６条　削除

第５２条に次のただし書を加える。

ただし、請求書に口座振替申出書に記載すべき事項が記載されており、企業出納員が当該事項の内容を確認できると認めた場合は、この限りではない。

第７０条第１項第１号中「（銀行振出し又は支払保証をした小切手を含む。）」を削る。

第７５条第２号中「第４５条」を「第４４条第１項第１号」に改める。

第８１条第２項第１号中「小切手」を「払戻請求書」に改める。

第８３条中「預金出納帳」を「公金受払日計表」に改める。

別表第２中

「

２１ ２２	小切手振出済通知書 支払整理簿	４５－２ ４５－３	を

」

「

２１ ２２	削除 削除	削除 削除	に、

」

「

４１	預金出納帳	８３	を

」

「

４１	削除	削除	に改める。

」

第１２号様式から第１２号様式の３までを次のように改める。

第１２号様式

支出伺書　兼　振替伝票

年度

	課長	副課長	班長	担当者

企業出納員	副課長	経理班長	担当者	経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

事業名	支出伺 No

支出伺日　　年　月　日	検収印
支出負担行為日　　年　月　日	
検査・検収日　　年　月　日	

支出負担行為 No

予算科目
款 項 目 節 細節
（　　）

支出区分
支出伺回数
未払計上 支払予定日　　年　月　日

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細節	款 項 目 節 細節
（　　）	（　　）

金　額	

		支出負担行為額	支出伺残額

件名	

領収書	上記の金額を領収しました。 (宛先)和歌山市公営企業管理者　　年　月　日 住所 氏名　　印							支払済印
支払先	法人・個人名 代表者名 住所 支払方法							
保存年限	1　3　5　10　30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類		

第１２号様式の２

支出負担行為書　兼　支出伺書　兼　振替伝票

年度

	課長	副課長	班長	担当者

企業出納員	副課長	経理班長	担当者	経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

事業名	支出伺No

支出伺日　　年　月　日	検収印
検査・検収日　　年　月　日	

予算科目
款 項 目 節 細節
（　　）

支出区分
未払計上
支払予定日　　年　月　日

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細節	款 項 目 節 細節
（　　）	（　　）

金　額	

予算現額		支出負担行為累計額	予算残額

件名		

領収書	上記の金額を領収しました。 (宛先)和歌山市公営企業管理者　　年　月　日 住所 氏名　　印		
			支払済印
支払先	法人・個人名 代表者名 住所 支払方法		

保存年限	1　3　5　10　30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査	

第１２号様式の３

支出伺書(払出)

年度

	課長	副課長	班長	担当者

企業出納員	副課長	経理班長	担当者	経理課長	副課長	経理班長	審査	担当者

事業名	支出伺No
支出伺日　　年　月　日	

予算科目

支出区分

未払計上

支払予定日　　年　月　日

借方科目	貸方科目
款 項 目 節 細節	款 項 目 節 細節
(　　)	(　　)

金　額	

件名	

領収書	上記の金額を領収しました。 (宛先)和歌山市公営企業管理者　　年　月　日 住所 氏名　　印							支払済印	
支払先	法人・個人名 代表者名 住所 支払方法								
保存年限	1　3　5　10　30	文書分類	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	文書審査		

第２１号様式及び第２２号様式を次のように改める。

第２１号様式及び第２２号様式　削除

第４１号様式を次のように改める。

第４１号様式　削除

附　則

１　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の和歌山市公営企業会計規程の様式による用紙は、この規程による改正後の和歌山市公営企業会計規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

（令和８年９月２４日掲示済）

和歌山市企業局告示第３０号

排水処理施設の供用を開始するので、和歌山市農業及び漁業排水処理施設条例（平成１２年条例第１３２号）第４条の規定により告示する。

令和８年９月１８日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　川　上　泰　弘

１　供用を開始すべき年月日
　令和８年９月２０日
２　供用開始区域
　雑賀崎の一部
　詳細図　別紙のとおり

（令和８年９月１８日掲示済）

和歌山市企業局告示第３１号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成１３年条例第２６号）第９条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第１８条第６号の規定により告示する。

令和８年９月３０日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　川　上　泰　弘

指　定　番　号	第３２５号
変　更　年　月　日	令和８年９月１７日

	変　更　前	変　更　後
指　定　工　事　店　名	和宏産業商会	
営　業　所　所　在　地	和歌山市黒田２０番地２	和歌山市黒田３丁目９番５号
代　表　者　氏　名	田中　光一郎	

（令和８年９月３０日掲示済）

和歌山市企業局告示３２号

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、和歌山市公営企業の水道事業及び工業用水道事業における検針業務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　　川　上　泰　弘

１　委託を受けた者

名称　有限会社ＡＱＵＯＳ和歌山

所在地　和歌山市岡円福院東ノ丁１９－２　アダージョ２０１号

２　委託期間

令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日まで

３　委託業務の範囲

（１）水道メーターの検針業務

（２）検針業務に附帯する業務

（令和８年１０月１日掲示済）

和歌山市企業局告示３３号

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、和歌山市公営企業の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年１０月１日

和歌山市公営企業管理者職務代理者
企業局長　　川　上　泰　弘

１　委託を受けた者
　名称　第一環境株式会社　関西支店
　所在地　大阪市淀川区西中島６丁目８番８号
２　委託期間
　令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日まで
３　指定をした日
　令和８年１０月１日
４　委託した公金事務に係る収入
　水道料金、工業用水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料及び漁業集落排水事業受益者分担金

（令和８年１０月１日掲示済）